

# 一期生の熱いまなざしに 応えて

## ロースクール前期・講義雑感



中央大学法科大学院教授  
清水元  
Shinzou Gen

平成16年4月、日本型のロースクールの誕生という、日本の司法試験史において画期的な時代を迎えた。全国多数あるロースクールでは、新司法試験受験にむけて、さまざまな試みがなされており、大学相互で叡智を絞って競争しあう時代が来たといえる。

中央大学においても市ヶ谷キャンパスに新たな設備を整備して順調に滑り出したようであるが、ここまで来る道のりは容易なものではなく、多数の関係者の方々の苦労は並大抵なものではなかったと思われる。

筆者は前年度まで他大学に所属していた関係で設立準備の担当から免れたこともあって、幸いに労力を講

義とその準備の負担に限定できた。

とはいえ、従来の学部型講義しか経験のない筆者にとつて、ロースクールでの講義はまったく未知の領域でかなりの不安があったことは否めない。以下の駄文では、ロースクールの新米教師として筆者がこの半期4ヶ月に行ってきた講義の一端を報告したいと思う。自己流で独りよがりの講義を少しでも良いものに変えていくためにも批判と叱正をいただければ幸いである。

### 「大人の学生」を相手に

開講に際して、まず印象的であったのは、予想通り、学生がこれまでの学部・大学院学生とは全く異なっ

た資質と個性を持ったものであることである。受動的で、ともすれば卒業単位さえ修得できればよしとする

一般学部生と異なり、具体的な目標と意欲と熱意を持った、「大人の学生」が相手なのである。しかも、その人たちの大半は社会経験を積み、現実社会に対する見方を身につけている。とりわけ、今回の本学大学院には文字通り社会でキャリアを積んできた多様で有為な人たちが集まってきただけに尚更である。その点で教える側にとつて、かなりの緊張感をもって講義に臨むことになった。

筆者の担当する科目は民法Iという未修者向けの基幹科目であるが、多くの問題を抱えていることは開講

前より指摘されていた通りである。

第一に、未修者といっても必ずしも法律学の初学者であることを意味しない。半数以上がすでに何らかのかたちで法学教育を受け、または、すでに司法試験の受験経験者である。そのような学生と「完全未修者」を同一クラスの中で、両者を満足させるような講義運営をするには、どうしたらよいかという問題がある。

第二は、講義時間の絶対数が圧倒的に不足しているという問題である。従来の学部型講義ならば、週1回通年4単位の講義で3科目分を、ロースクールでは週2回半期で消化しなければならぬ。膨大な内容を猛烈な進度で進行していかなければならない。

第三には、依拠すべき基本書がかならずしもロースクール向けに特化されていないという問題がある。現在では教科書・参考書等の種類は飛躍的に増加し、教員すら自分の専門領域におけるテキストの出版状況を把握することが困難なほど、本はあふれている。しかしいざとなると適量で、信頼できるものは多くない。

## 質疑応答軸にディベート力も

そのため、筆者個人の能力の問題とも相まって、かなり不安な始動であった。また、民法Iは複数クラスの編成ということもあって、関係教員間の不断の連絡と協議が必要であり、毎週のように相互の意見交換と調整に時間が費やされることになった。筆者はこうした点を意識しなが



中大ロースクールが入る市ヶ谷キャンパス

ら以下のような方針で臨んだ。この中には民法科目全体の方針とされた部分、民法I内部の共通の方針、そして筆者個人の講義クラスでの方針が含まれている。

第一に、講義内容に際しては記述的要素はむろん、重要な論点すら比較的平明で理解しやすい箇所もすべて独習に委ねることにした。読めば理解できる箇所にあえて説明を加えることは論理的思考ができる学生にとっては煩わしいばかりか、時間不足を招く。学部長と違ってロースクールの学生は受け身ではない。むしろ突き放したやり方も大切だと判断したのである。ただ注意すべきは、学生の中には「完全未修者」もあり、理解しやすい／しにくい、という基準はさほど明瞭ではなく、具体的な線引には慎重でなければならぬ。教員では明瞭だと考えていても、学生にはかならずしもそうではなく、理解が困難

であるとははいえなくとも、上っ面だけの表面的理解にとどまっている場面も少なくない。

たとえば、「権利濫用」、「信義則」といった概念は民法Iでは真つ先に取り上げる論点となっているが、法学に特有の概念や考え方であって、初学者には一朝一夕では理解しづらいようである、ちなみに、民法Iは性質上抽象的な論議が先行せざるを得ない領域でもあり、どのように理解を助けるか工夫をこらす必要がある。

そこで、筆者はなるべく具体的設例を多数用意して、質疑応答を通して問題を考えようよう努めた。事例にそくして論点を考える手法は、従来多くの演習書で試みられているところであり、それ自体としては目新しいものではない。ただ、その多くは具体的な事例・判決例から取ったものであり、多くの論点を含む複雑なものである。おそらくは教科書的知識を応用する能力の育成が主眼とされているのであろう。しかしその点ではわれわれの目標とはずれる。むしろ、単純な事案・通常想定される事案にそくして問題の本質を捉え、

そこを出発点としてさらに深く掘り下げて理解を深めるための土台を作ることが重要ではないかと考える。

また、講義レジュメでは補習のための参照判決として、多くの判決例を指示しているが、それもテキストに示されている論点をさらに深く、精緻な仕方を取り上げることよりは、むしろ法的ルールが現実にとどのような形で具体化されているかを確認できればよいと考えている。その点で、判例百選等市販の参考書等での判例の読み方としては、「事実関係」と

「判旨」は熟読しなければいけない。しかし、「解説」はむしろ読まないほうがよいだろう。学生は大量の文献を読まなければいけないが、読むことよってかえって混乱を引き起こしたのでは意味がない。いかに読むべきかは難しい問題であるが、教員が指導すべきことであろう。また、文献の選択も、教員が十分に心がけなければならないことである。

第二に、制度の基本に立ち返って考える視点を養うことが重要ではないか、との考えから一見自明である制度的前提の確認に力を入れた。たとえば、法人については、法人理論

法人の機関、法人の能力、法人の不法行為能力、人格なき社団等が主要な論点であろう（事実それについて

のテキストの説明も10数頁にわたる）。そして、それらについては判例も多数存在し、学説の対立も激しい。学生の中には、A説、B説、C説……

と並べられて全部を正確に理解しなければいけないといった錯覚を持つ者すらある。しかしより重要なことは、法人制度がなぜ必要とされるのか？、法人制度がなかったらどのような結果をもたらすのか？、法人制度と他の制度との連関は？、異同は？といった点ではなかるうか。それは通りいつペんのテキストの記述からは、さほど容易には読み取ることほできない性質のものである。未修者クラスの中で、通説は？判例は？と聞かれるとたちどころに答えられるベテラン（？）学生であつても、こうした設問にはしばしば虚を突かれたような表情になった。答えられるときでも、公式的な紋切り型の説明しかできないのである。しかし他方で、このことは完全未修者でも議論に十分参加できることも明らかで、常識論から法律論への架橋によって両者

の差が狭まった印象を受けたところでもある。

第三に、講義形式よりは「ディベーター重視の方式であるよう努めた。筆者を含め多くの教員は教室での一方通行的な授業に慣れているため、一度講義ノートができれば後は楽で学生の理解度には頓着しないのが常であろう。また、得意な分野、研究对象、自説のある個所等は熱が入り、そこに時間の大半が費やされるくらいもある。結果として講義範囲全体の中でのバランスを欠き、偏った教育内容になりがちである。しかしロースクールではそうした点については禁欲的であらねばなるまい。最先端の議論を紹介しつつ、学問の息吹を感じさせることはむしろ重要なことであり、これからのLS教育においても等閑にすべきものではない。ただ、全体のバランスを欠くばかりか、初学者にはかえって不正確で偏った考えを植え付ける心配もある。やはり条文、そして判例・通説から出発すべきではないか。そこで、筆者は、具体例にそくして、条文はどうなっているか、なぜ理論の対立が生じるか、という問題から始めて、通説に

拠ればどのような結論になるか。判例ではどうか、その場合、どのような不都合が生じるか、それを回避するためにどのような理論的補修が必要か、反対説に立てばどのように結論が変わるか／変わらないか、それは妥当な結果となるか、というように一人一人質問を振り当てて全員が共通理解に到達できるようにかけた。

### 時間数不足、学生は予習で手一杯：

#### いくつかの難題も

このような方式を採用してみても、いくつかの問題点も同時に浮かび上がってきた。まずなんと言つても時間数が絶対的に不足している点はいかんともしがたい。復習・予習を前提とした講義形式は、論理的思考能力をもつたすぐれた資質ある学生であつても、未修者にとつてはきわめてハードな内容であつて、予習で一杯、復習の時間的余裕はほとんどないという。また、猛烈なスピードでスケジュールが進行するため消化不良をあちこちで起こしている。授業プログラムを現状よりゆとりをも

たせる改定が望ましい。第二に、ディベーター能力もこれから鍛えていくべきものである。学生と教員とのやりとりはできて、学生相互間の議論はほとんどなされていないのが現状である。これは、外国と異なり知識吸収型のわが国の教育体制全体の問題であるかもしれない。けれども、法律学が「議論」の学問であることからすると、望ましいことではない。知識・知見を現実に議論に活かすことができて、知識は「知恵」として活きるのではないかと思う。

また補修用の教材に意外と適切なものが多くない現状で、最低限教育内容および教育プログラムのマニュアル化は必要ではないかと痛感したところである。将来的にはLS教育を対照としたケースブック・事例集等の編纂を期待したい。

#### 手応えと審判

こうした手法に対する学生サイドの評価は、概ね良好のようであるが、真に成功を収めたか否かは現下では判断できないであろう。最終的には国家試験結果という冷厳な審判を待たねばなるまい。